

# 埼玉中部環境センターだより

No.48

令和7年6月1日発行



施設見学(6ページに記事掲載)

## 管内人口（令和7年5月1日現在）

	鴻巣市 (吹上地域は除く) 89,241人	北本市 65,096人	吉見町 17,487人	合計 171,824人
人口				
世帯数	40,844世帯	31,072世帯	7,960世帯	79,876世帯

**ご家族皆さまごみの分別・減量にご協力を!**

編集・発行：埼玉中部環境保全組合 総務課

比企郡吉見町大字大串2808 TEL.0493-54-0666 FAX.0493-54-0664

<https://www.tyuubu-kankyo.jp/>

# 埼玉中部環境保全組合議会のお知らせ

令和7年第1回定例会が2月19日(水)に開催されました。提出議案とその審議結果は、次のとおりです。

令和7年第1回定例会提出議案	審議結果
専決処分の承認を求めることについて (令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第2号))	承認
埼玉中部環境保全組合新たなごみ処理施設等整備運営事業者選定委員会条例	原案可決
埼玉中部環境保全組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
令和6年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3号)	原案可決
令和7年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算	原案可決

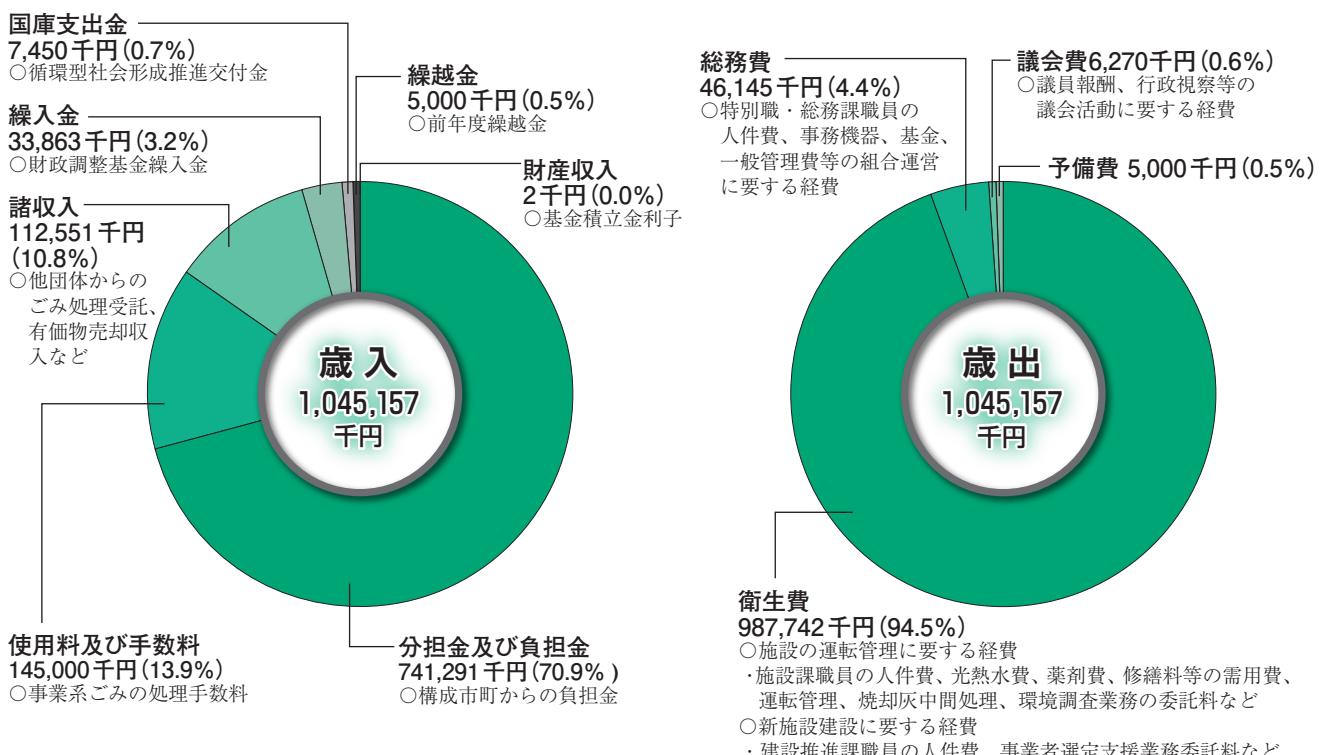
令和7年第2回定例会は、5月27日(火)に開催されました。

令和7年第3回定例会は、10月15日(水)に開催する予定です。

詳しいことは、組合議会事務局(総務課)までお問い合わせください。なお、『組合議会会議録』は、ホームページをご覧ください。

## 令和7年度当初予算の概要

令和7年度埼玉中部環境保全組合一般会計歳入歳出予算が第1回定例会で可決されました。予算の概要をお知らせします。



# 統一的な基準による財務書類の公表について

埼玉中部環境保全組合では、財政状況を分かりやすく説明し、財政運営の効率化・適正化を図ることなどを目的に、平成28年度決算から、国が示す「統一的な基準」による財務書類の作成を行っています。

このたび、令和5年度決算に係る統一的な基準による財務書類を作成しましたので概要について公表します。

## 公表する4つの指標

- ①貸借対照表 本組合の保有財産(資産)と保有財産の財源(負債・純資産)について
- ②行政コスト計算書 本組合の運営に必要な費用について
- ③純資産変動計算書 本組合の令和5年度の資産の変動について
- ④資金収支計算書 本組合の令和5年度末の現金・預金について

### ①貸借対照表

資産合計	17億5,296万6千円(施設や土地、基金など)
負債・純資産合計	17億5,296万6千円
うち、負債は	3,966万1千円(退職手当引当金など)
純資産は	17億1,330万5千円(返済の必要が無い資産など)

※資産合計と負債・純資産合計は同額になります。

### ②行政コスト計算書

6億3,227万4千円(人件費や建物の維持補修費等から手数料等の収入を引いたもの)

### ③純資産変動計算書

17億1,330万5千円(令和5年度中の負債を除いた資産の変動結果)

### ④資金収支計算書

2,692万1千円(令和5年度末の現金及び預金残高)

各表の詳細なデータについては本組合ホームページに掲載しています。

(<https://www.tyuubu-kankyo.jp/disclosure/finance.html>)

## 情報公開・個人情報保護審査会及び行政不服審査会委員

構成市町から推薦された、令和7・8年度の埼玉中部環境保全組合情報公開・個人情報保護審査会委員及び行政不服審査会委員を3名の方に委嘱をいたしました。(敬称略)

推薦市町	名 前
鴻巣市	大澤 一司
北本市	高橋 徹
吉見町	金子 幸誠

### 情報公開・個人情報保護審査会

本組合の情報公開条例による公開決定等に関する不服申し立て、個人情報の保護に関する法律により諮問される事項等による開示決定等に対する処分についての審査請求があつた場合に第三者的立場から、その処分が適正であるかどうか審査するものです。

### 行政不服審査会

本組合が行った処分についての審査請求があつた場合に第三者的立場から、審理手続の適正性や審査請求についての妥当性を審査するものです。

# 令和6年度ごみ処理状況

## 「ごみ減量 一人ひとりの 自覚から」分別と減量のお願い！

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの埼玉中部環境センターの運転状況は、焼却炉稼働日数350日（内2炉運転272日）、可燃ごみ焼却量42,547トン（ごみ数量はトン未満四捨五入）の内、組合外の1団体からのごみ処理受託4,771トンが含まれております。また、灰の資源化量は4,514トンでした。

粗大ごみは、破碎機稼働日数119日で1,480トンの破碎処理を行い、選別内訳は、鉄等の有価物が331トン（22.37%）、木くず等の可燃物が994

トン（67.16%）、その他が155トン（10.47%）であり、有価物の売却による収入は、828万2,425円でした。この内、事業所から廃棄されたダンボール5トンを資源として売却しました。

管内発生量は、表-A種類別のとおり前年度に対し、可燃ごみが160トンの増、粗大ごみが47トンの減、合計113トン、0.32%の増加でした。

皆様方の更なるごみの分別と減量にご協力を  
お願いします。

表-A 種類別

		鴻巣市	北本市	吉見町	合 計	前年度合計	増 減
可燃ごみ	家庭系	12,528	9,577	2,386	24,491	24,747	-256
	事業系	4,782	2,583	1,629	8,994	8,578	416
	計	17,310	12,160	4,015	33,485	33,325	160
粗大ごみ	家庭系	566	419	174	1,159	1,178	-19
	事業系	182	107	32	321	349	-28
	計	748	526	206	1,480	1,527	-47
合 計		18,058	12,686	4,221	34,965	34,852	113

分類別は表-Bのとおり7分類です。

家庭系ごみ73.36%（25,650トン）、事業系ごみ26.64%（9,315トン）の割合となっています。

家庭系の直営は、不法投棄等のごみを市や町で回収したもの、委託は、管内市町の委託を受けた業者、自己搬入は、住民の直接持込みであり、事業系の許可業者は、管内事業所の収集運搬、公共は、管内市町の公共施設、

自己搬入は事業所の直接持込みです。

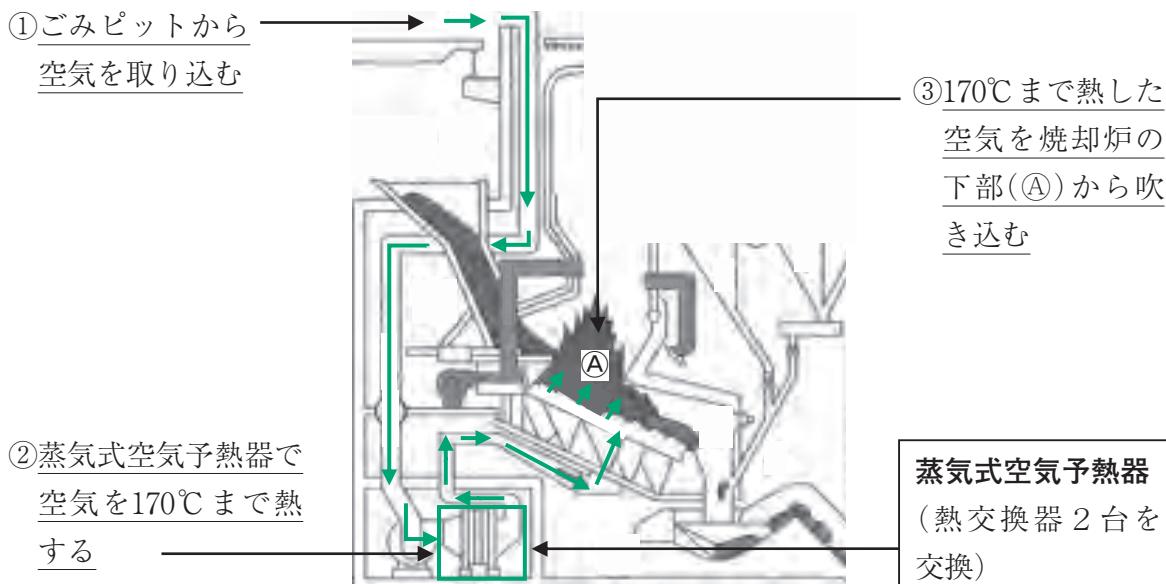
また、産業廃棄物の搬入量が169トン（0.48%）ありましたが、この産業廃棄物については『廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに同施行令』で定められている事業活動に伴い生じた紙くず、木くず、動植物性残渣で、主な事業所は、印刷会社・工務店・畳店等です。

表-B 分類別

	家庭系				事業系					合 計
	直 営	委 託	自己搬入	小 計	許可業者	公 共	自己搬入	産業廃棄物	小 計	
可燃ごみ	7	24,320	164	24,491	7,036	1,000	807	151	8,994	33,485
	0.02%	72.63%	0.49%	-	21.01%	2.99%	2.41%	0.45%	-	100.00%
粗大ごみ	9	507	643	1,159	164	81	58	18	321	1,480
	0.61%	34.26%	43.44%	-	11.08%	5.47%	3.92%	1.22%	-	100.00%
合 計	16	24,827	807	25,650	7,200	1,081	865	169	9,315	34,965
	0.05%	71.00%	2.31%	73.36%	20.59%	3.09%	2.48%	0.48%	26.64%	100.00%

# 蒸気式空気予熱器の熱交換器交換

## 焼却炉までの空気の流れ



蒸気式空気予熱器は、ごみピットから吸い込んだ常温の空気を熱する装置で、1基に対して4台の熱交換器で構成されています。

熱交換器は、鋼鉄製の板と管で構成された装置で、1台の大きさは幅2.1m、高さ1.6mで、重さは200kgです。ボイラから発生した蒸気を熱交換器の内部に配列されている104本の鋼管に通し、空気は鋼管の外側に当てることで170°Cまで熱し、その熱した空気を焼却炉の下部(Ⓐ)から吹き込むことで、焼却温度の上昇を促しています。

蒸気式空気予熱器は1つの焼却炉に1基あります。1号炉用の予熱器で120°Cまでしか温められなくなり、ごみ焼却温度が上昇しにくくなつたため点検したところ、1台の熱交換器の鋼管に小さな穴が開き、蒸気が漏れていきました。

そのため、穴の開いた1台と予防保全を兼ねてもう1台、計2台の熱交換器を令和7年1月に交換しました。

埼玉中部環境センターの熱交換器は令和3年度に2号炉、令和5年度に3号炉の交換をしています。



2台の熱交換器



1号炉 蒸気式空気予熱器の熱交換器交換作業

# 令和8年度一般事務職員募集のお知らせ

一般事務職員を募集します

募集受付時期：令和7年8月頃

試験予定日：令和7年9月頃

採用予定日：令和8年4月1日

詳細については、7月頃、  
本組合ホームページにて  
お知らせする予定です。

## 施設見学情報



鴻巣市立赤見台第一小のみなさんより



令和6年9月5日 鴻巣市立鴻巣南小のみなさん

令和6年度の小学生の社会科見学者数は1,303人(24校)でした。

社会科見学で訪れた子どもたちは、中央制御室やごみクレーン操作室などを見学し、実際に動いているクレーンを見たり、施設職員に質問したりしながらごみ処理について学びました。

埼玉中部環境センターには、各学校から施設見学の感想をつづったポスターや文集が寄せられています。

ポスターや文集には、ごみがどのように焼却処分されているか、ごみを分別してリサイクルすることの大切さ、施設見学で気付いたことや感じたことなど、普段の学校の授業とは違う体験から学んだことがつづられています。

見学に来ていただいた小学校を紹介します。

(順不同)

### ○鴻巣市(13校)

中央小、東小、南小、北小、共和小、広田小、馬室小、松原小、田間宮小、箕田小、屈巣小、赤見台第一小、赤見台第二小

### ○北本市(5校)

東小、南小、北小、石戸小、中丸小

### ○吉見町(3校)

東第一小、東第二小、南小

### ○東松山市(2校)

市の川小、桜山小

### ○東秩父村(1校)

槐川小

## 編集後記

皆様に読んでいただく「埼玉中部環境センターだより」は、本環境センターの運営状況等をお知らせするものです。業務に関する「ご質問」「ご意見」「ご希望」がございましたらお気軽にご連絡ください。また、本環境センターの業務を多くの方にご理解いただくために、施設見学を受け入れています。

ご希望される方は2週間前までにご連絡をお願いいたします。

☎ 0493-54-0666



構成市町担当課 《鴻巣市役所環境課・北本市役所環境課・吉見町役場環境課》  
☎ 048-541-1321 ☎ 048-594-5553 ☎ 0493-54-7811